

# 平成 25 年 度 保 育 料 表

(福岡市)

<参考> 国徴収金基準額表  
(入所児童が1人の場合)

入所児童の属する世帯の階層区分		保育料の額(月額)	
階層区分	区 分 ( 税 額 )	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	円 0	円 0
B	A階層及びD1～D11階層を除き、	0	0
C1	前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度分の市町村民税のうち所得割非課税世帯(均等割のみの課税世帯)	前年度分の市町村民税のうち所得割課税世帯
C2		14,200 〔 7,100 〕	12,400 〔 6,200 〕
D1		17,000 〔 8,500 〕	14,400 〔 7,200 〕
D2		19,800 〔 9,900 〕	16,400 〔 8,200 〕
D3		22,600 〔 11,300 〕	18,400 〔 9,200 〕
D4		25,400 〔 12,700 〕	20,400 〔 10,200 〕
D5		28,200 〔 14,100 〕	22,400 〔 11,200 〕
D6		31,900 〔 16,000 〕	23,700 〔 11,900 〕
D7		35,600 〔 17,800 〕	25,000 〔 12,500 〕
D8		39,300 〔 19,700 〕	26,300 〔 13,200 〕
D9		44,600 〔 22,300 〕	27,600 〔 13,800 〕
D10		53,000 〔 26,500 〕	28,900 〔 14,500 〕
D11		64,000 〔 32,000 〕	30,200 〔 15,100 〕
		83,200 〔 41,600 〕	30,200 〔 15,100 〕

本市区分	国区分	徴収金基準額(月額)	
		3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
A	1	円 0	円 0
B	2	9,000	6,000
C1	3	19,500	16,500
C2			
D1	4	30,000	27,000 (保育単価 限度)
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	41,500 (保育単価 限度)
D6			
D7			
D8	6	61,000	58,000 (保育単価 限度)
D9			
D10	7	80,000 (保育単価 限度)	77,000 (保育単価 限度)
D11	8	104,000 (保育単価 限度)	101,000 (保育単価 限度)

注1 同一世帯から2人以上の児童が同時に保育所等を利用している場合( )、保育所に入所している児童の保育料は、最も年齢の高い児童が上段の額、次に年齢の高い児童が〔 〕内の額、3人目以降の児童は無料となります。

( ) 保育料軽減の算定対象人数には、以下の就学前児童を含めます。

保育所、家庭の保育室、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、情緒障害児短期治療施設通所部を利用している就学前児童

(算定対象となる施設は、認可を受けている施設に限ります。)

注2 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別控除等・住宅耐震改修等特別控除・配当控除・外国税額控除・電子証明書等特別控除・寄附金控除・寄附金税額控除の適用はありません。なお、廃止となった年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分については、控除廃止前の想定所得税額及び市町村民税所得割にて算定いたします。(裏面参照)

注3 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳の誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。また、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。

# 【 保 育 料 に つ い て 】

## 平成25年度の保育料について

平成25年度の保育料は、それぞれの世帯の平成24年分の所得税額または平成24年度分の市町村民税額等による階層区分と児童の年齢により決められます。

## 欠席と保育料

保育所(園)を欠席した場合でも、保育料は減額されません。保育所(園)を退所(園)する場合は、入所(園)中の保育所(園)へ届出が必要です。

## 保育料の変更

保育料の額は、保護者のみなさまから提出いただいた税額の証明書に基づいて決定しています。修正申告などで税額が変わったり、保育料算定の対象になっている世帯員の異動があったりした場合は保育料が変わることがありますので、保育所(園)が所在する区の保健福祉センター(子育て支援課)へご連絡ください。

## 保育料の減免

病気や災害その他やむを得ない理由により保育料の全部又は一部の支払いが困難と認められる場合に保育料の減免を受けられることがあります。

また、本市では「第3子優遇事業」を実施しています。18歳未満の児童を3人以上養育しており、第3子以降の児童が「小学校就学前の3年間」にある保護者の方が対象です。

免除対象児童	平成19年4月2日生～平成22年4月1日生の児童
18歳未満の児童	平成7年4月2日生以降の児童

詳細につきましては、保育所(園)が所在する区の保健福祉センターへお尋ねください。

## 納付方法

保育料の納期限は、毎月末日です。(ただし12月は30日)

保育料は、原則として金融機関での口座振替により納入してください。

申込用紙は各保育所(園)、各区の保健福祉センターにあります。

(振替日は、月末日(12月は30日)に指定口座から引き落とされます。ただし、月末が金融機関休業日の場合は翌営業日となります。)

口座振替の手続をされていない場合は、保育所(園)から毎月納入通知書を配布いたしますので、銀行など納入通知書の裏面に記載されている納入場所(収納機関)で納めてください。

# 【 控除廃止前の想定所得税額等の算定について 】

平成24年分の所得税及び平成24年度分の市町村民税所得割は年少扶養控除及び特定扶養控除(16歳～18歳)の上乗せ部分が廃止されていますが、平成25年度の保育料に影響がでないように、その控除廃止前の想定所得税額及び市町村民税所得割を算定し保育料を決定しております。

算定については、以下のようにしておりますので、ご自身の源泉徴収票や確定申告書によりご確認をお願いします。

簡易に計算できる旧所得税額計算シート及び旧住民税額計算シートを福岡市のホームページに掲載しておりますのでご利用ください。

ご不明な点がございましたら、各区子育て支援課にお問い合わせください。

例 世帯構成 父(会社員)、母(配偶者控除対象)、子(5歳)、子(3歳)

父の扶養対象人数

0歳～15歳 2人

父の給与収入 400万円

給与所得控除の額 134万円

給与所得控除後の金額 - 266万円

所得控除の額の合計額 126万円

(基礎控除38万円、配偶者控除38万円、社会保険料控除50万円)

課税される所得金額 - 140万円

実際の所得税額 7万円

平成24年分 給与と所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所	福岡県 福岡市 区 丁目	氏名	福岡 太郎
種別	支支払金額	給与と所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与	4,000,000	2,660,000	1,260,000	70,000
控除対象配偶者の有無	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数(配偶者を除く)	社会保険料等の金額	生命保険料の控除額
有		2	500,000	
無				
扶養控除(2)	扶養親族の人数	扶養親族の所得	扶養親族の所得	扶養親族の所得
2				
課税される所得金額	140万円	実際の所得税額	7万円	
会社	代表者			

計算例 控除廃止前の想定所得税額の算定

年少扶養控除に相当する 76万円(38万円×2人)

を 所得控除の額の合計額に加え、126万円+76万円=202万円とし、

課税される所得金額は 266万円-202万円=64万円

控除廃止前の想定所得税額は、3万2千円 この金額で保育料を決定します。

この例でいえば、D4階層となります。